

京都市告示第 41 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により，次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 30 年 4 月 9 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人京都ライトハウス（理事長 瀧本 章）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市北区紫野花ノ坊町 1 1

3 事業所の名称

F S トモニー

4 事業所の所在地

京都市北区紫野花ノ坊町 1 1

5 指定する事業の種類

就労継続支援 A 型

6 指定年月日

平成 30 年 4 月 1 日

7 事業所番号

2 6 1 0 1 0 0 2 5 3

(保健福祉局障害保健福祉推進室)